

# 第 1 1 8 回

## 国有財産東海地方審議会

開催日：令和5年11月27日（月）

場 所：東海財務局2階大会議室

## 第 118 回国有財産東海地方審議会議事録 目次

1. 開会	・ ・ ・ ・ ・ P 1
2. 委員紹介	・ ・ ・ ・ ・ P 2
3. 会長選任	・ ・ ・ ・ ・ P 4
4. 会長挨拶	・ ・ ・ ・ ・ P 5
5. 東海財務局長挨拶	・ ・ ・ ・ ・ P 6
6. 諮問事項の審議	・ ・ ・ ・ ・ P 7
留保財産の選定について	
7. 報告事項	・ ・ ・ ・ ・ P 13
(1) 留保財産の経過報告について (1 事案)	
(2) 庁舎等の使用調整の実施状況について (1 事案)	
8. 閉会	・ ・ ・ ・ ・ P 20

## 第 118 回 国有財産東海地方審議会

日時：令和 5 年 11 月 27 日（月）

14 時 00 分～15 時 00 分

場所：東海財務局 2 階大会議室

### 【開会】

岡管財総括第一課長：

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、委員の皆様へご案内いたします。

今回は、対面とオンラインの併用開催となります。対面でご出席の委員の皆様におかれましては、ご発言の際には、お手元のマイクのスイッチをオンにいただき、赤色のランプが点灯いたしましたらご発言をお願いいたします。お手元のマイクを通して、オンライン参加の皆様へ音声をお届けする形となります。ご発言後は、ボタンを押していただき、マイクをお切りいただければと思います。

オンラインでご出席の委員の皆様におかれましては、カメラを常時オンにいただき、マイクはご発言の時以外はオフをお願いいたします。ご発言の際は挙手いただく、もしくはシステム上の挙手マークをクリックしていただくなど、ご発言の意思表示をお願いいたします。

オンラインでご出席の委員の方もいらっしゃいますので、映像や音声をお届けしやすいよう、大変恐縮ではございますが、本日は議事を含め、着席にて進めさせていただきたいと思っております。

それでは、ただ今から、『第 118 回 国有財産東海地方審議会』を開催させていただきます。議事に入るまでの間、司会を務めさせていただきます、東海財務局 管財部 管財総括第一課の岡と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、審議会成立のご報告をさせていただきます。本審議会の委員総数は 12 名でございますが、本日は 11 名のご出席をいただいております。従いまして、委員総数の半数以上の要件を満たしておりますので、国有財産法施行令第 6 条の 8 の規定によりまして、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

## 【委員紹介】

### 岡管財総括第一課長：

続きまして、議事次第 2 の委員紹介に移らせていただきます。本日、ご出席の委員の皆様方をご紹介させていただきたいと思っております。大変恐縮ではございますが、会場にお越しの方から、50 音順にご紹介申し上げますので、よろしくお願いいたします。

安藤隆司委員でございます。

### 安藤委員：

名古屋鉄道の安藤と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

### 岡管財総括第一課長：

安藤委員におかれましては、10 月 1 日から委員にご就任いただいております。

石川喜一朗委員でございます。

### 石川委員：

株式会社石川マテリアルの石川でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

### 岡管財総括第一課長：

石川委員におかれましては、10 月 1 日から委員にご就任いただいております。

伊藤公智委員でございます。

### 伊藤委員：

三重県から、参加させていただいております。設計事務所を開業しております、伊藤と申します。初めてですけれども、よろしくお願いいたします。

### 岡管財総括第一課長：

伊藤委員におかれましては、10 月 1 日から委員にご就任いただいております。

樋沢武司委員でございます。

### 樋沢委員：

不動産鑑定士をしております、樋沢と申します。私も、この度から参加させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

### 岡管財総括第一課長：

樋沢委員におかれましては、10 月 1 日から委員にご就任いただいております。

山本正裕委員でございます。

**山本委員：**

いつも大変お世話になっております。トヨタ自動車の山本と申します。よろしくお願  
いいたします。

**岡管財総括第一課長：**

山本委員におかれましては、6月1日から委員にご就任いただいております。  
渡辺享委員でございます。

**渡辺委員：**

中日新聞社の渡辺でございます。どうぞ、よろしくお願ひします。

**岡管財総括第一課長：**

次に、オンラインでご参加の方をご紹介申し上げます。  
有海隆之委員でございます。

**有海委員：**

静岡銀行の有海でございます。よろしくお願ひいたします。

**岡管財総括第一課長：**

大藪千穂委員でございます。

**大藪委員：**

岐阜大学の大藪です。よろしくお願ひいたします。

**岡管財総括第一課長：**

大藪委員におかれましては、10月1日から委員にご就任いただいております。  
中山恵子委員でございます。

**中山委員：**

中京大学の中山でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**岡管財総括第一課長：**

森美穂委員でございます。

**森委員：**

弁護士をしております、森美穂でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

**岡管財総括第一課長：**

山口みほ委員でございます。

**山口委員：**

日本福祉大学の山口と申します。よろしくお願いいたします。

**岡管財総括第一課長：**

ありがとうございました。

なお、有海委員におかれましては 15 時半、中山委員におかれましては 15 時に、それぞれ所用のためご退席いただく予定となっております。また、ただ今 11 名の委員の皆様をご紹介申し上げましたが、田中淳子委員におかれましては、本日所用のため欠席されておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、当局側の出席者をご紹介いたします。

東海財務局長の渡邊でございます。

**渡邊東海財務局長：**

財務局長の渡邊です。よろしくお願いいたします。

**岡管財総括第一課長：**

管財部長の加藤でございます。

**加藤管財部長：**

管財部長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

**岡管財総括第一課長：**

管財部次長の野口でございます。

**野口管財部次長：**

管財部次長の野口でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

**岡管財総括第一課長：**

管財部次長の塩崎でございます。

**塩崎管財部次長：**

塩崎です。よろしくお願いいたします。

## 【会長選任】

**岡管財総括第一課長：**

それでは、議事次第 3 の、本審議会を代表する会長の選任をお願いしたいと存じます。

会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5の規定に基づきまして、委員の方々の中から、互選により選任することとされております。この件について、お諮りしたいと存じますが、どなたかご意見がございましたら賜りたいと存じます。

**岡管財総括第一課長：**

渡辺委員お願いいたします。

**渡辺委員：**

委員の渡辺でございます。中部経済連合会の副会長を務められているなど、各界で幅広くご活躍されている、名古屋鉄道の安藤委員に会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**岡管財総括第一課長：**

ありがとうございます。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

**岡管財総括第一課長：**

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、委員の皆様の互選によりまして、安藤委員に、国有財産東海地方審議会会長をお願いしたいと存じます。それでは、安藤委員、どうぞ会長席のほうへお願いいたします。

## 【会長挨拶】

**岡管財総括第一課長：**

それでは、おそれ入りますが、この後は安藤会長に、ご挨拶と議事進行をお願いしたいと存じます。安藤会長、よろしくお願いいたします。

**安藤会長：**

ただ今、委員の皆様から会長にご推挙をいただきました、安藤でございます。今回、初めて参加させていただきますので、まだ要領が分かっていないところがありますけれども、今後、しっかりやろうと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、一言ご挨拶を述べさせていただきます。

国有財産は、国民共有の財産でございまして、その利用にあたっては、有効かつ効率

的な活用を図り、また、国として保有する必要のない財産については、適正かつ公正な処分が求められているところでございます。

国有財産東海地方審議会は、財務局長の諮問に応じて、国有財産の管理及び処分について、調査、審議いたしまして、財務局長に意見を述べるものであり、国有財産行政における本審議会は、大変重要なものであると認識しております。

私は、審議会会長として、委員の皆様の率直な意見交換、審議を通じまして、審議会に与えられた役割を十分に果たすよう、会の運営に務めて参りたいと存じますので、どうぞ委員の皆様、よろしくお願い申し上げます。大変簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。

それでは、まず初めに、会長代理の指名を行いたいと思います。会長代理につきましては、国有財産法施行令第6条の5の規定に基づきまして、会長があらかじめ指名することとされておりますので、私から指名をさせていただきたいと思います。

会長代理につきましては、樋沢委員にお願いしたいと存じますが、樋沢委員、よろしいでしょうか。

**樋沢委員：**

はい、お受けいたします。よろしくお願いいたします。

**安藤会長：**

どうもありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

本審議会におきましては、議事規則にありますとおり、公開を前提としておりますので、会議終了後、記者発表するとともに、議事録につきましては、事前に委員の皆様方にご確認をいただきましてから、東海財務局のホームページで公表をするということとなっております。あらかじめご了承をいただきたいと思います。

## **【東海財務局長挨拶】**

**安藤会長：**

それでは、審議に入る前に、ここで東海財務局長からご挨拶をいただきたいと思います。では、渡邊局長、よろしくお願いいたします。

**渡邊東海財務局長：**

財務局長の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

本日、審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、平素から財務省及び財務局の行政について、ご理解・ご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。また、本日はご多忙のところお越しくださいます、誠にありがとうございます。

国有財産東海地方審議会でございますけれども、国有財産法の規定に基づいて設置されておまして、国有財産の管理処分 of 適正を期するため、委員の皆様方からご意見を賜って、ご審議いただく場でございます。

令和元年 6 月でございますけれども、財務省の財政制度等審議会の国有財産分科会からの答申におきまして、今後は希少性の高い国有地は売却せず、所有権を留保して、定期借地という方法により有効活用を図っていくこととされるなど、国有財産の管理処分方針が大きく見直されたところでございます。

本日の諮問事項は、こうした方針に基づきまして、名古屋市千種区に所在する国有地を、新たに留保財産として選定しまして、国有財産の最適利用に向けて対応しようとするものでございます。

限られた時間ではございますけれども、委員の皆様方から忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

## 【諮問事項の審議】

**安藤会長：**

どうも、ありがとうございました。それでは、議事に入ります。

本日は、諮問事項が 1 件と、報告事項が 2 件、予定されております。

まず、最初に諮問事項の審議を行います。それでは、諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いします。

**加藤管財部長：**

管財部長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

『諮問事項説明資料』をご覧くださいながら、ご説明したいと思います。それでは、資料 1 ページをご覧くださいと思います。本件は、名古屋市千種区に所在する国有財産を新たに留保財産として選定しようとするについて、ご審議いただくものでございます。留保財産は、国が所有権を留保したまま、地域・社会のニーズを踏まえ、有

効利用を図ることとしているものですが、まず、このような管理処分の方方向性に至った背景等をご説明させていただきまして、その後、今回の新たな留保財産の選定についてご説明したいと思います。

資料の 2 ページをご覧くださいと思います。この資料は、令和元年 6 月に取りまとめられました、財政制度等審議会の答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について」の概要でございます。上のハコ、「現状と課題」のとおり、未利用国有地のうち、国として保有する必要のないものについては、速やかに地方公共団体や民間に売却し、財政収入の確保を図ってまいりました。一方で、これまで売却を推進してきた結果、全国の未利用国有地のストックが減少いたしまして、ピーク時の約 16,000 件に比べ、2 割以下の 2,700 件となっております。地域によっては国有財産の希少性が高まっている状況にあります。このため、今ある国有財産を現在世代のみのために使い尽くすのではなく、将来の地域や社会のニーズに備えるために、一定程度の国有財産を確保しておく必要があるという問題意識がございます。このうえで、提言された「主な見直し内容」といたしましては、まず、地域にとって有用性が高く希少な国有地につきましては、国が所有権を持ち続け、つまり留保財産として売却せずに定期借地権による貸付を行い、有効利用を図っていく。そして、この留保財産の活用にあたっては、これまでのように、介護・保育といった用途に限定せずに、民間へのヒアリングなどを通じて、多様なニーズの事前調査を行うとともに、地方公共団体と活用方針について議論を行った上で、国として主体的に利用方針を策定すべきとされています。こうした留保財産への取り組みにあたっては、国民共有の国有財産の取り扱いに係ることであるため、留保財産の選定基準の策定、選定基準に基づいた留保する財産の選定、個々の留保財産の利用方針の策定につきましては、各財務局に設けられております、国有財産地方審議会で審議の上、決定すべきとされております。それでは、次に留保財産の選定基準の考え方につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

資料の 3 ページをご覧くださいと思います。財政審答申では、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な土地としましては、人口の多い地域に所在し、一度手放すと再取得が困難になるような土地が考えられるとされておりました。また、選定に当たりましては、各地方の経済・行政の中心となる地域に所在する、一定規模以上の国有地を目安としつつ、地域や個々の土地の事情などの個別的要因も考

慮し、総合的に判断して、決定すべきとされました。このように、地域・規模の要件と、個別的要因の 2 つのハードルがあるわけですが、この目安として次のような要件が挙げられております。まず、「地域」の考え方につきましては、政令指定都市など、各地域の経済・行政の中心となる都市を基本とします。従いまして、当局管内では、政令指定都市である、名古屋市、静岡市、浜松市が指定されております。その上で、政令指定都市の中には、市町村編入等により、人口の少ない地区もございますので、人口が集中している地域・地区という考え方も加味いたしまして、国勢調査に基づいて設定されております、人口集中地区に所在することも、地域の考え方として採用することとしております。次に、規模につきましては、大都市やその周辺地域であるほど、将来まとまった土地の入手が困難と見込まれ、所有権を留保することによる便益も大きいと考えられますが、介護や保育等の分野における国有地活用実績が、単独施設では大体 1,000 平方メートルから 2,000 平方メートル程度の規模であることを踏まえ、2,000 平方メートル以上の土地を選定すべきとされております。

それでは、資料 4 ページをご覧くださいと思います。次に、当局における、留保財産の選定基準についてご説明いたします。本基準は、令和元年 11 月に開催されました、当審議会での答申を受け、制定した選定基準でございます。先程、ご説明いたしました財政審答申での選定基準の考え方に基づき、地域基準につきましては、政令市の名古屋市、静岡市、浜松市のうち、人口集中地区に該当する地域となっており、規模基準は 2,000 平方メートル以上としております。しかしながら、「留保財産の適否の判定基準」は、地域・規模の基準に合致するか否かという、画一的、機械的な運用だけではなく、個々の土地の特性を見て判断する必要がございます。従いまして、「地域・規模に関する基準に該当しないものの、財産の個別的要因を踏まえて留保財産に選定するもの」、また、逆に、「地域・規模に関する基準に該当するものの、個別的要因を踏まえて、留保財産から除外するもの」と規定しているところでございます。

資料 5 ページをご覧くださいと思います。その個別的要因に関する基準でございます。個々の土地の特性を踏まえ、留保すべきか否かを判断するにあたって、基準とする項目を列挙しております。以上、留保財産取り組みの概要と、当局の留保財産の選定基準について、ご説明いたしました。

資料 6 ページをご覧くださいと思います。次に、今、ご説明いたしました、当局

の留保財産の選定基準に基づき、留保財産として選定している 3 物件について、ご説明したいと思います。3 物件は、令和元年 11 月に開催されました当審議会において留保財産に選定されております。1 件目の物件は、豊橋市向山町の人口集中地区に所在しており、面積は 2,141.42 平方メートルでございます。本物件は、地域・規模に関する基準に該当しないものの、個別的要因に関する基準において、立地適正化計画の区域内に所在し、また、公有地との一体利用の可能性がある財産でございます。従いまして、中長期的な観点から、相対的ニーズ・活用が見込まれる財産であることから、留保すべき財産として選定しております。2 件目の物件は、静岡市葵区安東の人口集中地区に所在しており、面積は 745.56 平方メートルでございます。本物件は、規模としては基準に該当しないものの、個別的要因に関する基準におきまして、立地適正化計画の居住誘導区域内に所在し、生活サービスやコミュニティの持続的な確保を図るための施設への活用が見込まれる財産であることから、留保すべき財産として選定いたしました。3 件目の物件は、静岡市清水区折戸の人口集中地区に所在しておりまして、面積は 6,183.14 平方メートルでございます。本物件は、地域・規模に関する基準に合致していることに加え、立地適正化計画の居住誘導区域内に所在し、都市計画道路の延伸に伴う交通利便性の向上により地域の活性化が見込まれることから、留保すべき財産と選定いたしました。以上が、現在、選定されている 3 物件の留保財産でございます。

資料 7 ページをご覧くださいと思います。それでは、本日ご審議いただく、新たに留保しようとする財産について、ご説明したいと思います。今回、選定いたします財産は、愛知県名古屋市中千種区若水に所在する、1,825 平方メートルの土地でございます。財産の沿革についてご説明いたします。本物件は、裁判所職員総合研修所名古屋分室として利用されていたものでございますが、研修施設及び宿泊施設の稼働率が低調であったことから、施設を廃止し令和 3 年 8 月に当局が引き受けたものでございます。都市計画上の用途地域につきましては、第一種中高層住居専用地域に該当し、建ぺい率は 60%、容積率は 200%となっております。

資料 8 ページをご覧くださいと思います。位置図をご覧ください。対象物件を赤丸で表示しております。名古屋市営地下鉄東山線池下駅の北方 約 1.3 キロメートルに位置している財産でございます。

資料 9 ページをご覧くださいと思います。対象財産の周辺状況につきまして、航

空写真により、ご説明したいと思います。対象財産の周囲には、北側に名古屋経済大学市邨高校、愛知工業大学名電高校、西側には市営住宅や千種公園が所在しています。

資料 10 ページをご覧くださいと思います。更に、対象財産の隣接地には、国家公務員の合同宿舎が所在しております。また、対象財産の周辺には、国有地や名古屋市の市有財産、学校などの文教施設が多く所在している地域となっております。

資料 11 ページをご覧くださいと思います。これは、当財産の現況図となります。赤丸で囲んだ箇所が対象財産となります。本財産は、東西に約 48 メートル、南北に約 38 メートルの整形な土地となっております。北側は幅員 15 メートルの市道と、東側は幅員 8 メートルの市道に接しております。

資料 12 ページをご覧くださいと思います。これが、現在の、当物件の現況写真でございます。この写真は、対象物件の北側から撮影したものとなりますが、現況は更地で、平坦な土地となっております。

資料 13 ページをご覧くださいと思います。当該区域の名古屋市の、まちづくりの方向性について、ご説明したいと思います。この図面は、名古屋市の立地適正化計画として策定されました、「なごや集約連携型まちづくりプラン」における、区域指定の状況を示したものでございます。名古屋市では、まちづくりの方向性といたしまして、「拠点市街地」、「駅そば市街地」、「郊外市街地」の 3 つの区域を指定しております。対象財産は、同計画における「駅そば市街地」、まちづくりの方向性といたしましては、快適で利便性の高い居住環境とされている区域に所在しております。

資料の 14 ページをご覧くださいと思います。先程、3 つの地区を申し上げましたが、そのまちづくりの方向性に応じまして、「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」を設定しております。対象財産は、「居住誘導区域」に指定されているところでございます。

資料 15 ページをご覧くださいと思います。次に、留保すべき財産として選定した理由をご説明いたします。先程ご説明いたしました、地域・規模に関する基準に照らしますと、対象財産は名古屋市に所在し、人口集中地区にも該当しておりますが、規模については 2,000 平方メートル未満であるため、全ての基準を満たしているわけではございません。しかしながら、個別的な財産特性を考えますと、対象財産は 1,825 平方メートルと、基準におおむね該当する規模を有しております。対象物件の隣接地は、合同宿

舎若水住宅として利用されているほか、周辺には、市営住宅や千種公園、学校があるなど、公用、公共用として利用されている財産が複数所在している地域でございます。将来的に、隣接地である若水住宅との一体利用や、地方公共団体による利用の可能性も考えられるところでございます。このほか、対象財産が所在する地域は、名古屋市の立地適正化計画において、快適で利便性の高い居住環境を目指す地域である、「駅そば市街地」に指定された区域に所在し、また、病院、店舗など、居住者の日常生活に必要な施設や、居住環境の向上に資する施設を誘導する区域である、「居住誘導区域」に所在しております。

資料 16 ページをご覧くださいと思います。以上のとおり、対象財産は、面積がおおむね 2,000 平方メートルであり、また、将来的に隣接地との一体利用や、地方公共団体による利用の可能性が考えられ、更に、「なごや集約連携型まちづくりプラン」では、「駅そば市街地」に指定された区域内に所在しておりまして、中長期的な観点から、相対的なニーズ・活用が見込まれる財産でございます。

これらを踏まえますと、対象財産は、有用性が高く希少な国有地と判断され、将来における地域・社会のニーズに対応するため、留保財産に選定する必要があると認められます。なお、対象財産の一部につきましては、現在、民間企業の資材置場として一時貸付をしております。今後も、国有地の管理コスト削減のため、一時貸付等の暫定活用に努めていきたいと思っております。

以上で、諮問事項の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**安藤会長：**

ありがとうございました。ただ今、事務局のほうから説明がございました本件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、ご発言をいただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。委員の皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ご意見・ご質問等ございませんので、諮問事項につきましては、諮問どおり答申をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

**安藤会長：**

ありがとうございました。それでは、諮問どおり決定をいたしますので、東海財務局長に対しまして、後ほど答申書をお渡しすることにしたと思います。

## **【報告事項】**

**安藤会長：**

それでは、報告事項に入ります。1つ目、「留保財産の経過報告」をお願いしたいと思います。なお、質疑応答につきましては事案ごとに行いますので、よろしく申し上げます。それでは、事務局のほうからお願いいたします。

**塩崎管財部次長：**

管財部次長の塩崎でございます。よろしくお願いいたします。私からは、報告事項(1)「留保財産の経過報告」につきまして、ご説明をいたします。資料は、別で綴じてございます『報告事項説明資料』となります。先程の諮問事項の中でご説明しましたとおり、現在、東海財務局管内におきましては、3件の留保財産がございますけれども、このうち、現状で動きがあります豊橋市向山町に所在する財産の経過・現状等について、ご報告をさせていただくものでございます。それでは、まず始めに、対象財産の概要等について、改めて簡単にご説明をいたします。

資料の2ページ「位置図」をご覧ください。対象財産は、豊橋市向山町字南中畑39番外に所在する2,141.42平方メートルの土地です。本財産は、名古屋国税局豊橋寮及び豊橋税務署集中管理簿書庫として利用されてきましたけれども、施設が廃止され、平成30年6月に当局が引き受けたものでございます。「位置図」をご覧くださいますと、対象財産が赤丸で表示されておりますけれども、本財産はJR東海道本線豊橋駅の南東約2.3キロメートルに位置しておりまして、周辺には商業施設や公園、学校などが所在しております。

3ページ、「現況図」をご覧ください。赤枠で囲んだ箇所が、対象財産となります。本財産は、東西約47メートル、南北約48メートルのほぼ整形な土地で、北東及び南東で豊橋市道に接する角地となっております。都市計画上は、黄色の部分が「第一種住居地域」、朱色の部分が「近隣商業地域」にそれぞれ指定されており、建ぺい率60%、容積率200%及び建ぺい率80%、容積率200%となっております。

資料 4 ページ、「現況写真」をご覧ください。この写真は、対象財産の北東側から撮影したものであり、現況は更地で、おおむね平坦な土地となっております。

次に、資料 5 ページの「留保財産の利用方針」をご覧ください。対象財産の利用方針につきましては、令和 4 年 5 月に開催されました当審議会におきまして答申をいただき、導入すべき施設を、「愛知県企業庁東三河水道事業所庁舎及び愛知県環境調査センター東三河支所」と決定いたしました。

6 ページの「処分等方針」をご覧ください。対象財産の処分等方針につきましても、同審議会での答申をいただきまして、愛知県企業庁に対し、庁舎敷地として、貸付期間を 55 年間とする定期借地により時価貸付することを決定しております。

資料 7 ページ、「利用計画図」をご覧ください。愛知県企業庁は、対象財産に、地上 4 階建て、延床面積約 1,920 平方メートルの建物を整備し、東三河水道事務所のほか、一部に愛知県環境調査センター東三河支所を入居させる計画としております。以上が、対象財産の概要となりますけれども、その後の経過等についてご説明いたします。本財産につきましては、令和 4 年 5 月に処分等方針を決定し、本年 6 月に定期借地契約を締結する予定で進めて参りました。しかしながら、愛知県企業庁と契約内容に関わる調整を進める中で、企業庁から土壌汚染調査の要望がございまして、本年 2 月から 3 月にかけて、抽出による調査を実施しております。

8 ページ「土壌汚染調査」をご覧ください。赤枠が、対象財産の範囲を示しております。抽出調査におきまして、ナンバー1 からナンバー5 の地点について土壌の調査を実施しましたが、ナンバー5 の地点で六価クロム化合物による土壌汚染が判明したことから、環境行政当局である豊橋市に土壌汚染区域の指定の申請をいたしました。豊橋市は、当局の申請を受けまして、本年 4 月にナンバー5 の範囲を「土壌汚染区域」に指定しております。ここまでの経過等につきましては、本年 4 月の当審議会でご報告をさせていただいたところですが、その後、当局は、土壌汚染対策法に基づきまして、詳細調査を実施しております。詳細調査では、抽出調査において調査済みの 5 地点、先程のナンバー1 からナンバー5 ですけれども、これを除く全区域の土壌調査及びナンバー5 の地下水調査を実施しましたが、土壌及び地下水の汚染は認められませんでした。

次に、9 ページの「処分等方針決定後のスケジュール」をご覧ください。今後の予定についてご説明をいたします。土壌汚染につきましては、詳細調査を行い区域が特定され

ましたので、現在、豊橋市の指導のもと、汚染土壌の除去を実施しており、令和 6 年 1 月に業務完了の予定となっております。汚染土壌の除去完了後、豊橋市に対しまして、汚染区域の解除手続きを行い、解除後の令和 6 年 4 月に定期借地契約を締結する予定としております。なお、契約始期が、当初より 1 年弱遅れることとなりますが、契約期間につきましては 55 年のままで変更はございません。

以上で、ご報告を終わらせていただきます。

**安藤会長：**

ありがとうございました。それでは、ただ今の報告につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。皆さん、いかがですか。よろしいですか。

それでは、ご意見・ご質問、ないようでございますので報告事項（1）は、これで終了したいと思います。

引き続きまして、2 つ目の報告事項、「庁舎等の使用調整の実施状況」に移りたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

**野口管財部次長：**

管財部次長の野口でございます。私からは、報告事項（2）の「庁舎等の使用調整の実施状況」について、ご説明させていただきます。

11 ページをご覧ください。まず、庁舎等の使用調整とはどのようなものかご説明をさせていただきます。左側の「使用調整前のイメージ」をご覧ください。各官署が入居している、国の合同庁舎におきまして、官署の統廃合による退去により空きスペースが生じる場合や、当局が実施しております国有財産の実地監査により、余剰が把握される場合がございます。こうした空きスペースについて、周辺の単独庁舎から移転可能な官署があれば、その官署を入居させ、庁舎跡地を売却して税外収入の確保を図ったり、民間ビルなどを借りている官署があればその官署を入居させ、借受解消によって経費の削減を図る、また新たな行政需要への対応や、入居している官署の狭隘解消を図る場合もございます。このように、既存の庁舎を有効に活用させることが使用調整でございます。

12 ページをご覧ください。次に、使用調整の手続きについて、ご説明をさせていただきます。使用調整の手続きにつきましては、空きスペースである、調整対象床面積の大きさにより、2 つに分かれております。空きスペースが、2,000 平方メートル以上の場合、あるいは 600 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満で、対象庁舎の全体床面積に対

して、空きスペースの割合が 50%以上となる、規模が大きい調整の場合には、財務局長が使用調整案を作成し、財務本省に報告いたします。財務本省は、「財政制度等審議会国有財産分科会」へ付議し、了承を得た上で、財務大臣が使用調整計画を策定することとなっております。一方、空きスペースが 150 平方メートル以上 600 平方メートル未満の場合、あるいは 600 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満で、対象庁舎の全体床面積に対して空きスペースの割合が 50%未満の小規模な調整の場合は、財務局長が使用調整を行うこととなっており、その使用調整の結果については、地方審議会にご報告することとなっております。

13 ページをご覧ください。こちらは、財務局長が行った調整事案でございます。愛知県豊田市にあります豊田合同庁舎において、約 167 平方メートルの空きスペースを、国有財産実地監査により把握しておりましたが、民有建物を借り受けている自衛隊愛知協力本部豊田地域事務所を移転入居させるほか、新規の移転入居に対応するため、新たに共用会議室を増設することで、空きスペースの解消を図ったものでございます。簡単ではございますが、庁舎等の使用調整の実施状況のご報告とさせていただきます。

説明は、以上でございます。

**安藤会長：**

ありがとうございました。それでは、ただ今の報告事項(2)でございますが、ご意見・ご質問、ございますでしょうか。空いたところに、ほかのところから官署をもってきて、効率化を図るというお話ですよ。

**野口管財部次長：**

はい、さようでございます。

**安藤会長：**

それでは、山本委員どうぞ。

**山本委員：**

基本的な質問になってしまったら申し訳ありません。今日、冒頭、会長が、こういった「決めたことを、しっかり公表します。」ということ仰られて、おそらく、今日出てきた案件以外にも、留保財産というのはたくさんあるとは思いますが、これをずっとモニタリングしていただいて、適切に調整していただいたりしていると思うのですが、世の中の方から見た時に、こういった留保財産がどれだけあるかというのは、

当然、分からないと思います。ただ、地域活性のために有効活用していきたいといった時に、どのようにこの留保財産の情報ですとか、またはその地域とのコミュニケーションというのをやっていくべきものなのかが、非常に難しい問題だとは思うのですけれども、初歩的な質問で申し訳ありませんが、教えていただければと思います。

**加藤管財部長：**

東海財務局の留保財産の一覧につきましては、ホームページに公開させていただいておりますので、その中で、相手が決まったらそれを公表させていただきますし、先程出た、利用方針を決めましたらそれを公表させていただきます。そういう形でコミュニケーションさせていただいているところでございます。また、利用方針につきましては、民間企業、民間の方、または名古屋市等と協議会のようなものを作りながら、丁寧に、地域とコミュニケーションを取りながら作っていくというようなことをしております。

**山本委員：**

ありがとうございます。少し勉強不足でした。要するに、留保財産は、すでに世の中に全てオープンになっているということですね。失礼しました。

**安藤会長：**

ありがとうございます。大藪先生、どうぞご質問ください。

**大藪委員：**

すみません。私も、あまり知らなくて申し訳ないのですけれども。庁舎の空きスペースについて、例えば、空いている時には、企業等にも貸し出すということもしていらっしゃるのですか。

**加藤管財部長：**

例えば、あまりないのですけれど、今回、使用調整において、たまたま官署が来ましたけれど、近くに官署がない場合で、そのまま空きスペースになるという時があります。例えば、地方公共団体さんに貸し付けるとか、それでもない場合は、最近ですと、色々進めているのですけれども、企業に対して、サテライトオフィスのような形で貸す等の活用を今進めております。

**大藪委員：**

ありがとうございました。

**安藤会長：**

ほかに、ございますでしょうか。それでは、石川委員どうぞ。

**石川委員：**

今、オフィスがだんだん空いてくるというような是正化が進んだり、IT化が進んだりするのですが、こういう官公庁もオフィスが空いてきているという傾向になってきているのですか。

**野口管財部次長：**

ご質問いただき、ありがとうございます。全体的なお話になろうかと思いますが、国家公務員全体が、定員削減等々で、少しずつ定員が削減されているという状況がありまして、基本的なお話ではございますが、官署が入居する床面積といいますか、その庁舎の面積は、基本的にその職員の数で面積が決められておりますので、定員削減等々によって職員が減れば、徐々に徐々に、この必要な面積が減ってくるということになります。ですので、定期的に当局からその各官署、各庁舎を訪ねて行って、実際、その各官署はどのような状況にあるとか、利用状況がどういうふうになっているのか、ということを確認させていただくというのが、先程ご説明いたしました、国有財産監査ということでございますし、ご説明もいたしました、組織自体も整理・統合によって、ガバッと入っていた官署が抜けてしまうということもありますので、そういった時には、使用調整という形で、次に入っていただける官署がないかですとか、それがいい場合には、先程加藤からもご説明いたしました、例えば、民間のサテライトオフィス等々で利用できないか、あるいは自治体さんにご活用いただけないかということ、検討していくという順番になろうかと思っております。以上でございます。

**石川委員：**

ありがとうございました。

**安藤会長：**

ありがとうございます。それでは、伊藤委員どうぞ。

**伊藤委員：**

私も、初めてなので、ちょっと分からないところが多々あると思うのですが、先程、山本委員が質問したところで、留保財産がホームページに、件数的には載っているというお話があったのですが、本来は、留保財産の選定にあたっては、この審

議会で答申を受けた部分で、了解を得たものが蓄積されて、件数として加算されていく  
ということでもいいのですか。

**加藤管財部長：**

仰るとおりです。

**伊藤委員：**

今時点では、どのぐらいの留保財産があるのですか。

**加藤管財部長：**

今は、先程、資料にあった3件、東海地区では3件でございます。

**伊藤委員：**

東海地区は3件ですか。

**加藤管財部長：**

はい。今回1つ増えますので、4件になります。

**伊藤委員：**

ありがとうございます。

**加藤管財部長：**

ちなみに、全国では令和5年3月時点で61件留保財産がございます。3月時点なので、  
現在では変更されているかもしれませんが、3月時点では61件でございます。

**安藤会長：**

伊藤委員どうぞ。

**伊藤委員：**

これは、非常に聞きにくい内容と、答えにくい内容だと思うのですが、先週、  
とある方が、留保財産をあてにしているようなことがあり、テレビでも、野口次長が  
出てみえた、私、記憶にあるのですけれども。ああいったことというのは、実際、今  
のお話の中では、あり得ないことですよ。

**加藤管財部長：**

静岡県のお話ですよ。あの話は、土地につきましては、まだ方針が何も決まってお  
りません。そもそも、問題になったものが三島の検察庁の跡地。今は検察庁が移転した  
ので、その跡地という形で、その土地が問題になったのですけれど、それにつきましては、  
まだ、検察庁が持っている土地で、私どもにはきていない土地でございます。まだ

方針も決まっておられませんし、留保にするとか、そういったものもまだ全く決まっておられません。

**伊藤委員：**

ありがとうございます。

**安藤会長：**

ほかに、ございますでしょうか。WEBの皆様、よろしいでしょうか

それでは、ただ今の報告について、ご質問・ご意見ないようでございますので、報告事項（2）はこれで終了をいたします。

最後になりますが、ただ今の議題や、報告事項にとらわれることなく、何かご意見・ご要望等あれば承りたいと思います。いかがですか。

## 【閉会】

**安藤会長：**

それでは、ご発言もないようですので、これで審議会を閉会したいと思います。それでは最後に、閉会にあたりまして、渡邊局長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**渡邊東海財部局長：**

本日は、長い時間にわたりまして、ご審議いただきまして、誠にありがとうございます。皆様からいただきましたご意見などを踏まえつつ、今後とも国有財産行政の円滑な執行に努めて参る所存でございます。

委員の皆様方には、今後ともご指導を含め、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

**参加者：**

ありがとうございました。

**安藤会長：**

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、『第118回国有財産東海地方審議会』を閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

— 了 —